

Monthly Association of Construction
Industry NEWS

会報

2007 September

9



パステル画

「堀川運河」
日南市

(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyanazi-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyanazi-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成19年9月行事予定	1
◇平成19年10月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（8月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 平成20・21年度宮崎県入札参加資格審査申請の受付について	3
2. 公共事業労務費調査（平成19年10月実施分）の実施に あたって（必要書類の確認のお願い）	4
3. 下請契約における代金支払の適正化等について	8
4. 公共工事設計労務単価を見積り等の 参考資料として取り扱う際の留意事項について	11
◇雇用改善コーナー	
1. 宮崎県高等学校建築製図技術認定試験が実施される	12
2. 建設業に働く若者からのメッセージ	14
◇協同組合	
1. 全建協連総合補償制度のご案内	16
◇技 士 会	
1. 平成19年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	18
2. 平成19年度土木施工管理技術検定試験 2級「模擬」試験受験準備講習会のご案内	19
3. C P D S（継続学習）制度について!!	19
◇建 退 共	
1. 「建退共事業加入・履行証明書」について	20
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	21
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（7月分）	21
◇建 災 防	
1. 入札参加資格審査において建災防会員に「加点5」！	22
2. 第44回全国建設業労働災害防止大会について	22
3. 宮崎労働局からのお知らせ	23
◇火薬協会	
1. 火薬取扱責任者甲種・乙種試験及び製造丙種試験状況	24
2. 本年度残りの講習会日程	24
3. 全国火薬類保安協会第17期登録講師の指定について	25
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（7月分）	26
◇財建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 年間完成工事高契約加入のお勧め	27

平成19年9月行事予定表

日	曜	主催者	開催場所	主な内容
		県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会		建災防・建退共・厚年基金
1	土	建築物防災展（宮崎） 1級土木施工管理技士技術検定試験（実施）準備講習会		
2	日			
3	月	建設業者研修会⑥（都城）		
4	火	建設業経理事務士4級特別研修 (5日まで宮崎) 建設業者研修会⑦（日向） 新分野進出セミナー（5日まで都城）		
5	水	常務理事会 建設業者研修会⑧（宮崎・高岡） 公共工事セミナー（清武）		
6	木			
7	金	建設労働者雇用安定支援事業事務担当者研修会議（東京） 2級土木実力テスト（8日まで）	不整地運搬車講習会 (9日まで清武)	
8	土			
9	日	1・2級建設業経理士検定試験（宮崎）		
10	月	県協会 労務資材対策委員会		
11	火			
12	水	九州建設業協会専務・事務局長会議（宮崎）	建災防優良職長推薦委員会（宮崎）	火薬保安講習会（日南）
13	木		基金決算代議員会 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（15日まで清武）	保証会社取締役会（大阪）
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
18	火		基金納入告知書発送	
19	水	全国建設業協会評議員会（東京） 新分野進出セミナー（20日まで宮崎）		
20	木		雇用管理者研修会（高千穂）	
21	金		高所作業車運転技能講習（23日まで南九大）	
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			火薬保安講習会（高千穂）
27	木		全国建設業労働災害防止大会（横浜） 建退共事務担当者研修会（延岡）	火薬従事者講習会（高千穂）
28	金		ローラー運転業務特別教育（29日まで清武）	
29	土			
30	日			

平成19年10月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火	九州建設業協会会长会議（福岡）		
3	水			火薬保安講習会（宮崎）
4	木	全国建設産業団体連合会会长会議 (東京) 現場等見学会（都城工業高校）		九州各県建設業協同組合会議 (福岡)
5	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（6日まで清武）	
6	土			
7	日	1級土木施工管理技士実地試験 (福岡)		
8	月	体育の日	体育の日	体育の日
9	火			
10	水		低層住宅研修会（木花）	

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（8月分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
1 『会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策』講習会	経済調査会	PDF

【会員専用】

項 目	所 管	形 式
1 公共工事における現場点検強化の実施について	宮崎県	PDF
2 下請契約における代金支払いの適性化等について	国土交通省	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(8月1日～31日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(株)金山建設	代表者	金山勝己	金山昌平
日南	共同興業(株)	代表者	倉岡善政	倉岡孝光
小林	(株)山下組	代表者	山下直	山下豪隆
日向	(有)河野産業	住所	小林市大字南西方5772番地6	小林市大字南西方5844番地1
	宋建設(株)	代表者	安田宗信	安田三保
	(株)南郷開発	代表者	岩田増穂	岩田進一
	(株)吉田建設産業	代表者	吉田格	吉田恵美

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
宮崎	(株)九州総合	長谷川明子
	(株)三幸建設	森良一
都城	(株)田中組	田中弘
	(有)宮田建設	宮田務
	(有)村田工務店	村田隆
東諸	(株)宮川工務店	宮川光儀
小林	(株)今西組	今西章

県協会

1. 平成20・21年度宮崎県入札参加資格審査申請の受付について

1 入札参加資格とは

県が発注する建設工事、測量、コンサルタント業務、建築設計業務等の入札に参加する資格のことです。

この資格を持っていない建設業者、測量業者、コンサル、建築設計事務所等は、県の建設工事等の入札に参加することができません。

入札参加資格の審査は、経営事項審査（通称「経審」といいます）とはまったく別の制度で、審査の基準や評価対象も異なる点がありますので、ご注意ください。

2 入札参加資格の申請方法

(1) 申請することができる者

詳細は、「県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」「県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱」に定めていますが、主な要件は次のとおりです。

① 建設業者

ア 入札参加資格の認定を受けようとする業種について、平成18年8月1日から平成19年7月31日を審査基準日とする総合評定値の通知（経審結果通知）を受けていること。

入札参加資格を申請する時点で総合評定値の通知を受けていない方は、申請日までに経営事項審査の申請書を土木事務所等に提出し、平成20年の2月中に総合評定値の通知を受けた場合に限り入札参加資格を認定します。

イ 国税・県税ともに未納がないこと。

② 建設業関連業者

ア 入札参加資格の認定を受けようとする業務についての登録を受けていること。

イ 国税・県税ともに未納がないこと。

(2) 申請書の受付期間および提出場所

※提出先番号一①：各土木事務所・西臼杵支庁、②：県土整備部管理課（1号館1階101号室）

区分	県内に本店を置く業者	提出先	県外業者（県内支店含む）	提出先
建設業者	H19年10月1日 ～10月25日	大臣許可 ② 知事許可 ①	H19年11月1日 ～11月10日	②
	H19年11月1日～11月25日	①		
経常JV	H19年10月1日～10月25日	②		

(3) 提出書類および添付書類

入札参加資格の認定を受けようとする業種等によって申請書類が異なります。

申請書の様式、添付書類は9月半ばを目途に県のホームページに掲載するほか、管理課、各土木事務所・西臼杵支庁にて配布する予定です。前回の様式とは異なりますのでご注意ください。

3 入札参加資格の認定

(1) 資格認定日－平成20年4月1日

※ 入札参加資格を認定した場合は、入札参加資格審査結果通知書を送付します。

また、認定を受けた建設業者等の名簿は、管理課、各土木事務所・西臼杵支庁で閲覧できるほか、県のホームページにも掲載します。

(2) 有効期間－平成20年4月1日～平成22年3月31日（2年間）

(3) 等級格付け

① 格付け対象工事（5業種）

土木一式工事／建築一式工事／電気工事／管工事／ほ装工事

※ その他の業種については、入札参加資格の有無のみを審査し、点数や等級はつきません。

② 等級格付けの方法

◎総合数値と等級要件により決定します。

総合数値		+	等級要件
経営事項評価数値	技術等評価数値		

等級要件を満たす業者を、総合数値の高い順にランク付けしていく業者数固定方式です。したがって、何点以上であれば何ランクという基準はありません。

【業種毎・等級毎の業者数】

	土木一式	建築一式	電 気	管	ほ 装
特A	68	33	—	—	—
A	213	62	60	82	45
B	326	81	75	83	30
C	380	188	残	残	残
D	残	残	—	—	—

2. 公共事業労務費調査（平成19年10月実施分）の実施にあたって（必要書類の確認のお願い）

国土交通省総合政策局

建設市場整備課

このたびは、公共事業労務費調査（以下、労務費調査という）にご協力いただきましてありがとうございます。

労務費調査は、翌年度の公共工事の積算に使用される労務単価（建設労働者の1日8時間当たりに行う作業の単価）を決定するために毎年行われているもので、公共工事の予定価格に直接影響する非常に重要な調査です。

さて、労務費調査においては、賃金台帳や就業規則等を記載事項の確認資料として持参していただいておりますが、この確認に必要な書類が整っていないことにより、毎年相当な数の調査データが最終結果に反映されずに終わっており、その改善をすべく働きかけを行っているところです。

これら賃金台帳や就業規則は、労働基準法により報告・調製が義務付けられているものですので、以下の書類が整備されているかも一度確認してください。

-
- 賃金台帳
 - 就業規則（常用10人以上の会社。それ以外の会社は雇用契約書。週40時間制に対応したもの。）

1. 賃金台帳

労働基準法第108条では、使用者は各事業場ごとに賃金台帳を調製しなくてはならないことになっています。また、記載事項についても、同条及び労働基準法施行規則54条によって以下のとおり定められています。

1. 賃金計算の基礎となる事項	6.
2. 賃金の額	7.
3. 氏名	8.
4. 性別	9.
5. 賃金計算期間	10.

(詳細別紙)

詳しくは、下記「賃金台帳について」を参照してください。

2. 就業規則等

常時10人以上の労働者を使用している使用者は、就業規則を作成し、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません（労働基準法第89条、90条）。

また、上記にあてはまらない場合でも、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとなっており、特に賃金等に関する事項については労働者に対してこれらの事項が明らかとなる書面の交付により明示しなければならないとなっています（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）。

※ なお、法に違反して賃金台帳や就業規則が調製されていない場合や、適切に記入されていない場合は、30万円以下の罰金に科せられることがあります。

賃金台帳について

1. 作成義務

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製しなければなりません。

2. 賃金台帳への必要記入事項

- 1) 賃金計算の基礎となる事項
- 2) 賃金の額
- 3) 氏名
- 4) 性別
- 5) 賃金計算期間（日々雇い入れられる者（1箇月を超えて引き続き使用される者を除く。）については記入を要しない。）
- 6) 労働日数
- 7) 労働時間数
- 8) 延長時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数
- 9) 基本給、手当、その他の賃金の種類毎にその額
- 10) 賃金の一部を控除した場合には、その額

(参考：労働基準法抄)

第百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

(参考：労働基準法施行規則抄)

第五十四条 使用者は、法第108条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

- 1 氏名
- 2 性別
- 3 賃金計算期間
- 4 労働日数
- 5 労働時間数
- 6 …、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数
- 7 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額
- 8 …賃金の一部を控除した場合には、その額

第五十五条 法第108条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者（1箇月を超えて引続き使用される日々雇い入れられる者を含む。）については様式第20号、日々雇い入れられる者（1箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については様式第21号によって、これを調製しなければならない。

3. 賃金台帳作成のポイント

1) 賃金の支払形態

賃金支払形態に応じて賃金台帳へ記入する賃金の計算方法が異なりますので、注意してください。



2) 労働時間

賃金台帳は就業規則に準じて記述するようにしてください。

※ 就業規則については、次ページの「就業規則について」を参照してください。

4. 賃金台帳の様式

賃金台帳の様式は、労働基準法施行規則によって規定されています。厚生労働省で監修をしている下記文献にそのまま書類として使用できる様式がありますので、ご利用ください。

(参考文献)

「コピーで使える様式集<労働基準法>」

厚生労働省労働基準監督局監督課 監修、三信図書(有) 発行所

就業規則について

5. 作成義務

事業場で働く労働者の数が「常時10人以上」である場合は、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

(参考：労働基準法抄)

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

6. 記載事項

(1) 絶対的必要記載事項

～必ず記載しなければならない事項。

- 1) 労働時間、休憩時間関係
- 2) 賃金関係
- 3) 退職関係（解雇の事由を含む。）

(2) 相対的必要記載事項

～事業場で定めをする場合は必ず記載しなければならない事項

- 1) 退職手当関係
- 2) 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額に関する事項
- 3) 労働者への負担費関係
- 4) 安全及び衛生に関する事項
- 5) 職業訓練に関する事項
- 6) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- 7) 表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項
- 8) その他

当該事業場の労働者のすべてに適用される定めに関する事項

(3) 任意的記載事項

～事業場に定めがある場合でも、就業規則に記載するかしないかは任意である事項

- 1) 服務規律・誠実勤務・守秘義務等に関する事項
- 2) 指揮命令や人事異動に関する事項
- 3) 施設の管理に関する事項
- 4) 事業場の秩序維持に関する事項

7. 就業規則整備のポイント

(1) 就業規則を所管官庁（労働基準監督署）に届け出ていますか。

(2) 法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）が守られていますか。

1. 変形労働時間制を採用している場合には、特定された日や週については所定労働時間が1日8時間、1週間40時間を超えることができます。

8. 就業規則の作成の参考例について

5. 参考文献の3)『建設業 労務安全必携』に下記の就業形態に対応した就業規則例が掲載されています。

- 1) <就業規則例の全体版>完全週休2日制の就業規則例
- 2) <参考例1>4直3交替制による4週間の変形労働時間制の就業規則例
- 3) <参考例2>各日の所定労働時間が同じ場合の1年単位の変形労働時間制就業規則例
※2)、3)の参考例1、2は1)の対応部分を差し替えることにより、それぞれの就業形態に対応した就業規則を作成することができます。

なお、前出の文献には、所管官庁（労働基準監督署）に届け出をする際に必要な就業規則（変更）届も掲載されていますので参照してください。

9. 参考文献

○厚生労働省労働基準局監督課により編著または監修された文献。

1) 『改訂版2005 就業規則作成の方法と実務』

厚生労働省労働基準局監督課 編著、(社) 全国労働基準関係団体連合会 発行

2) 『新訂2版 わかりやすい就業規則の作り方』

厚生労働省労働基準局監督課 監修、(社) 日本労務研究会 編者・発行

○建設労務安全研究会により編集、(社) 全国建設業協会より発行された文献

3) 『建設業 労務安全必携』平成18年版

賃金台帳及び就業規則の様式等について

代表的な様式については、厚生労働省、宮崎労働局のホームページからも入手できます。

●厚生労働省HP

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudoujouken01/index.html

●宮崎労働局HP

http://www.miyazaki.plb.go.jp/ki_jun/index.html (就業規則のみ)

3. 下請契約における代金支払の適正化等について

国土交通省大臣官房
建設流通政策審議官

標記については、従来から元請業者に対する指導をお願いしているところであるが、建設投資が低迷し、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行ってきたところであり、平成16年6月9日に策定した「建設産業構造改善推進プログラム2004」においても、元請下請取引の適正化に向け、建設業者団体が自主的な取り組みを強化するとともに、行政においても指導を徹底してきたところである。

しかしながら、下請代金支払状況等実態調査(以下「下請調査」という。)等によれば、書面による下請契約が行われていない例や前払金や労務費相当分などの必要な資金についても下請業者に対して適正に支払われていない例が見受けられる他、依然として元請下請間において見積条件の不明確さ、書面による契約前の工事着手、片務的な契約の締結の要求、指値発注、赤伝処理等による一方的な代

金の差引き、下請業者の負担による追加工事等の片務性が存在すると指摘されているところである。

国土交通省では、下請調査の結果等に基づき、直接立入調査を行い、見積りや契約の方法、前払金の取扱い、支払期日、現金払の比率、手形期間など、元請下請関係の改善指導を行ってきたところである。また、より一層の法令遵守推進体制の強化を図るため、平成19年4月当初から各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、同本部内に「駆け込みホットライン」を開設し、元請下請関係の適正化の推進を図っているところである。

また、元請下請関係において、どのような行為が建設業法違反となるか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的とした「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（以下「ガイドライン」という。）を平成19年6月29日に策定し、貴会傘下建設業者への周知をお願いしたところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設業者に対し関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化に一層努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導をさらに徹底されたい。

記

1. 見積り及び契約について

下請調査によると、徐々に改善しているものの、依然として下請契約において書面による契約がなされていない例が多く見られることから、建設工事の開始に先立って、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。特に、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載すること。

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとすることとし、そのため、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、昨今の原油価格の高騰に伴い、材料価格・燃料価格の上昇が懸念される状況にあることから、市場価格を参考にしつつ適切な見積りとなるよう留意すること。

併せて、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの周知徹底を図ること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により書面による契約をもってこれを変更すること。

特に、適切な契約手続きに基づかず、元請下請双方の協議がないまま、建設工事現場で発生する諸費用を下請負代金額から差し引く事例が多く見られることから、これらの諸費用を一方的に下請業者から徴収することのないよう徹底すること。

2. 前払金について

元請業者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、当該前払金を他の建設工事の支払に流用しているなど、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手

に必要な費用を前払金として支払わない例があるとの指摘がなされているが、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請業者に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

特に、公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請業者（保証事業会社と保証契約を締結した元請業者と下請契約を締結した下請業者に限る。以下この段落において同じ。）の請求により下請業者の口座へ振込が可能なので、この旨を下請業者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した元請業者においては、この方式により下請業者に対して前金払を行うよう努めること。

なお、下請業者に対する前払金の適正な支払を確保するため、保証事業会社による監査が行われることになっており、保証契約時に使途内訳明細書に支払先名、支払方法等を明記させ、前払金支払時においては、できる限り下請業者の口座に直接振込を行うことを基本とするが、それによらず立替払とする場合は請求書等により支払先等の確認を徹底することとしている。また、前払金の払い出しに係る不適正な取扱いがあった場合は、払い出した前払金を預託口座に払い戻せるなど厳正な措置を講じているところであり、これらの内容についても、周知徹底を図ること。

3. 検査及び引渡しについて

元請業者は、下請業者から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者からの申し出があったときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 支払期日について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日以前において、かつできるだけ短い期間内において支払期日を定めることとしているが、50日というのはあくまで上限の日数であるので、できる限り短くするよう留意すること。

5. 支払方法について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

6. 手形期間について

手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているが、120日を超える期間を設定している例も依然として見受けられるので、さらに徹底すること。

また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。

7. 下請業者への配慮等について

下請業者をめぐる最近の厳しい経営環境や、工事の安全性及び品質の確保の必要性に鑑み、元請

業者は、下請契約の締結に当たり、必要な諸経費を適正に考慮するとともに、下請業者の資金繩りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請業者は、下請業者の倒産、資金繩りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティーネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請業者への支払の適正化に配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

8. 適正な施工体制の確保について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に改正された「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」においても現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、これまで以上に下請契約の適正化に努めること。

9. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても上記1から8までの事項に準じた配慮をすること。

4. 公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について

国土交通省総合政策局建設市場整備課長

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約における代金支払の適正化等について」(平成19年8月1日付け国総入企第18号)により、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費（企業の運営費用）等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いが図られるよう、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。

雇用改善コーナー

1. 宮崎県高等学校建築製図技術認定試験が実施される

宮崎県高等学校の建築系の学科で学ぶ生徒を対象にした「建築製図技術認定試験」が、平成19年7月21日（土）県内工業高校において実施された。

この技術認定試験は、建築科に学ぶ生徒が建築製図に関する技術・技能に習熟し、学習意欲を高め目的意識を持って充実した学校生活を送らせる目的で実施されているものです。本年度は、受験総数231名のうち学科及び製図（実技）の両方を合格した200名が認定試験合格者となり、宮崎県高等学校教育研究会工業部会長、宮崎県建築設計事務所協会長、宮崎県建築士会長連名の合格証書が授与された。

技術認定試験の概要、試験風景は次のとおりでした。



製図実技試験の風景



よりよい現場で働きたい！

宮崎県高等学校建築製図技術認定試験概要

1 試験名称

宮崎県高等学校建築製図技術認定試験

2 趣旨

宮崎県高等学校の建築系に関する学科で学ぶ生徒に、建築製図に関する技術・技能に習熟し、学習意欲を高め、目的意識を持って充実した学校生活を送らせるとともに、将来にわたって豊かな職業生活を営むための資質を育成するため、建築製図に関する技術・技能について本認定試験を実施する。

3 対象生徒

宮崎県高等学校の工業に関する学科のうち、建築系学科に在学する生徒。

4 主催、後援

主催……宮崎県高等学校教育研究会工業部会

共催……社団法人 宮崎県建築設計事務所協会

　　社団法人 宮崎県建築士会

後援……社団法人 宮崎県建設業協会

5 認定試験問題の内容

学科試験問題、及び実技試験問題の内容は、高等学校学習指導要領に定める内容に準拠するものとする。その場合、科目「建築製図」の基礎（木造の設計製図）及び「建築構造」（木構造）の木造専用住宅の内容を参考として出題する。

学科試験（30分）

実技試験 3 時間（製図機使用） 3 時間30分（T 定規、平行定規使用）

6 合格証書の授与

工業部会長

県建築設計事務所協会会長

県建築士会長の連名による技術認定合格証書を合格した者に授与した。

7 今回の結果

(1) 実施期日 平成19年7月21日（土）

(2) 実施場所 各受験校（工業高校建築科、建設システム科、及び建築環境科）

　　日向工業 建築科

　　宮崎工業全日制 建築科

　　宮崎工業定時制 建築科

　　日南工業 建築環境科

　　都城工業 建設システム科

　　小林工業 建築環境科

(3) 受験総数 231名

(4) 合格者数 200名

よ り よ い しょくば 現 場 で 働 き た い !

建設業に働く若者からのメッセージ

● (社) 全国建設産業団体連合会会長賞 優秀作



「継 承」

新潟県 高橋 正 (27歳)
(株大瀬建設 現場代理人 (土木工事))

「形に残る物を造りたい」そんなかつこいい考えとともに「夏は暑いし、冬は寒い」マイナスイメージを抱きながら、建設業の世界に進みました。しかし、そんな言葉では表せない世界を今実感しています。

「そうじやない！こうするんだぞ」入社当時の光景を思い出す。求人票の『現場管理者見習い可』という言葉にひかれ入社したが、最初は当然現場作業員からのスタートでした。

現場作業がわからなければ現場管理はできない、確かにそのとおりである。

現場では、なにもわからないので先輩の動きを見て同じように行動したり、次になにをすればいいか聞いて動く、次第に現場の流れがわかってくると次々考え方行動するようになる。

しかし、なにぶん初めてのことばかりの為、見たことも触ったこともない工具を握り、先輩に教えてもらって使ってみるがなかなかうまく使いこなせない。そんな自分を見るに見かねて、先輩は手取り足取り教えてくれました。

「そうじやない！こうするんだぞ」毎日言われていた気がします。…現在、その当時の自分を知っている先輩方と一緒に現場を進めています。こんな自分の言うことも聞いてもらい、聞いてもらっています。何年か前はどうやつたら現場をうまく進めていけるか、いい人間関係をつくるにはどうしたらいいか頭を悩ませた時期

もありました。

これを解消していく中で私たちの地域のこの業界の課題である、『教える』『伝える』－『継承』『世代交代』があると思います。

私が入社して同世代も大分増えましたが、まだ先輩方の20年～30年の経験・技術により現場は成り立っています。一緒に現場で働いてみてその凄さがわかりました。

単に『継承』と言っても知識の継承、技術の継承などいろいろな継承がありますが、20年～30年の経験・技術は短期間で継承できるものではなく、日々の作業の中で教えてもらったり、目で盗んだりしていかなければならないと思います。そして大事に感じていることは「自分の考え方を持ち、考えをぶつけ合うこと」ではないかと思っています。

良い考え方・間違った考え方・安全でスムーズに進める考え方・危険で効率の悪い考え方、どれにせよまず考える事、そして先輩達と考えをぶつけ合い、その中で先輩の経験・技術をふまえたうえで指摘を受けることや、教えてもらうことがあります。又、良い考え方だと現場に取り入れてもらうこともあります。

そうした中で一つの方向性を決め、実際やってみると失敗もあり、成功もあります。

「よかったなー」とみんなで言い合う時もあり、「次はこうしてみよう、これが悪かったな」

よりよい現場で働きたい！

と言ひ合う時もあります。

このように言葉多くしてみましたが簡単に言うと『ミーティング』『作業打合せ』かと思ひます。

しかし、この中に先に言いました大事な『継承』があると確信しています。

なぜなら今ふと思ひ出しても「～の工事の時～の作業で、～について考えをぶつけ合い、～の方法で施工した、その結果～の方法は良かったが～は悪かった」このようなことがたくさん頭に焼き付いていて、今の現場にも役立っているからです。

それと同時に経験の少ない自分の意見を押し通すことだけでなく、経験・技術のある先輩の言いなりになるわけでもない、相手の意見を尊重し本音で言い合える人間関係の大しさにも気づかされています。

人間は年を取ります。先輩達もいずれ引退し

『世代交代』の時はやってきます。

そして自分たちより若い世代もどんどん増え『継承』を続けなければいけません。このような意識をしつかり持ち、建設業の世界で頑張っていきたいと思います。

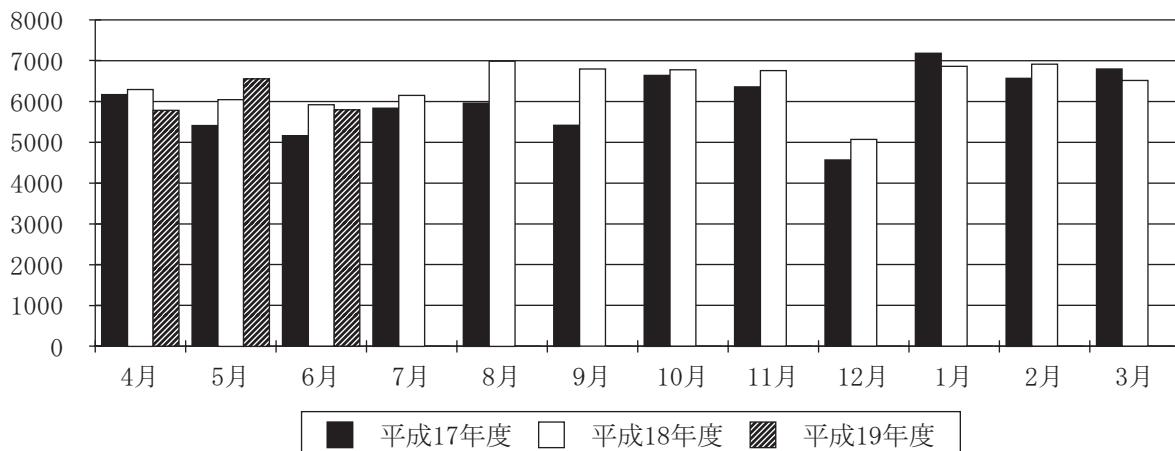
入社当時の「形に残る物を造りたい」という思いは今「みんなで考えをぶつけ合い、良い物を造り上げた時の達成感を感じたい」に変わっています。

そして「夏は暑いし、冬は寒い」と思っていたマイナスイメージも、確かに夏は暑く冬は寒い、でも自分だけではない、現場ではみんなが同じである、「暑いな」・「寒いな」と言いながらのり越えるものだと思うようになりました。

これから進んでいく中で、先輩やお世話になっている人への感謝の気持ちと初心を忘れることなく日々成長していきたいと思います。感謝…感謝…。

県内の雇用情勢

新規求人数の推移（パートタイムを含む、原数値）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年度	6,161	5,403	5,157	5,839	5,959	5,418	6,641	6,357	4,559	7,177	6,569	6,792
平成18年度	6,294	6,046	5,917	6,147	6,985	6,793	6,769	6,752	5,063	6,854	6,908	6,512
平成19年度	5,775	6,553	5,791									

よりよい現場で働きたい！

協 同 組 合

1. 全建協連総合補償制度のご案内

全建協連の総合補償制度

組合員のみなさまを、不測の事故からお守りいたします。

全建協連総合補償制度の内容

第三者賠償事故補償制度

工事遂行中に通行人や周囲の住民など第三者にケガを負わせたり、その財物に損害を与えたことにより、加害者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払します。

地盤崩壊危険担保特約

工事期間中に不測かつ突然に発生した土地の沈下・隆起・移動・軟弱化・土砂崩れもしくは、土砂の流出・流入に起因して、土地、土地の工作物、植物が滅失、毀損もしくは汚損したことについて、加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

土木・建設工事補償制度

火災・台風・作業ミスなど（自然災害・人为的災害）、工事期間中に工事現場で、偶然な事故により工事対象物などに生じた損害を幅広く補償します。

傷害総合補償制度

組合員の役員・従業員・下請負人が就業中（工事中・通勤途上等）に急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされた場合にお支払します。

全建協連自家共済制度

- 示談交渉調整費用
- 工事対象物見舞金
- 死亡・高度障害見舞金

第三者賠償事故包括契約補償制度を中心として、地盤崩壊危険担保特約の付帯や、土木・建設工事に伴うあらゆる危険に対処することができます。

更に、オリジナルな自家共済制度により、示談交渉調整費用や見舞金などにも対応できます。

全建協連総合補償制度の特色

- 低廉な料率・各種割引制度による格安な賦課金でご加入できます。
- 年間包括契約とJV契約の組み合わせですべての工事をカバー
- スケールメリットを活かした賦課金は全額損金処理ができます。
- 発注者から第三者賠償他の付保を求められた場合でも安心です。

工事の保険

見直してみませんか？

●保険料を安くできないか？

●事故がおきたときも万全か？

●工事毎の契約で管理が大変！契約漏れが心配

☆ 詳しい内容をお知りになりたい方は、パンフレットをお送りしますのでご連絡ください。

[ご連絡先]

宮崎県建設事業協同組合

宮崎市橋通東2丁目9の19

TEL0985(23)3691 FAX0985(23)3599

[お問い合わせ先]

全国建設業協同組合連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1

TEL 0120-355-881 FAX 03-3553-0805

近年の給付の主な事例

制度		事故日	給付金額	事故の原因・状況
第三者賠償事故包括契約補償制度	対物	2006年7月29日	1,597,598円	道路工事現場で仮設の敷いていた鉄板に通行車両の底部が当たり、破損した。
		2006年1月23日	1,409,100円	ユンボが信号ケーブルにひつかり、信号機を倒してしまった。
		2007年3月22日	1,545,000円	散水作業中に水道の元栓を締め忘れて水漏れ損害を与えた。
		2007年2月2日	2,496,374円	側溝敷設作業中、クレーンのアームが橋脚のフランジに接触し、鋼桁の底盤が損傷した。
		2006年4月11日	6,535,200円	掘削の際に地中ケーブルを切断した。
		2006年4月21日	1,170,290円	解体工事中、鋼材が倒れ、付近のシャッター等を破損させた。
		2004年7月15日	13,849,500円	国土交通省の光ケーブルを破損した。
		2004年5月12日	10,273,344円	管路埋設工事でクレーンが横転し、家屋が半壊し、車両も破損した。
	対人	2004年2月13日	970,000円	防火水槽の穴を掘った現場を通行した第三者が転落して骨折してしまった。
	施設	2006年1月4日	450,780円	事務所に設置してある看板が落ちて、近くに駐車中の車両を損傷させた。
	レンタル建機	2006年5月27日	4,876,465円	河川工事中、土嚢が崩れて水が溢れ出し、リースの重機が水をかぶった。
	地盤崩壊危険担保	2005年3月31日	1,282,654円	下水工事により地盤に影響を及ぼし、近隣家屋の土間にひびが入り車庫の基礎を沈下させた。
		2006年10月13日	2,009,703円	雨水管工事中、地盤崩壊に土間コンクリート、仮設ハウスにひびが入った。
土木・建設工事補償制度		2006年12月27日	1,206,775円	大雨が降ったため完成間近の道路が崩壊した。
		2006年7月11日	2,105,101円	道路拡幅工事中、リースしていた敷き鉄板が18枚盗難にあった。

技 士 会

1. 平成19年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

去る、平成19年7月1日に1級土木施工管理技術検定「学科試験」が行われました。

その実施結果について、平成19年8月17日に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jetc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

下表のとおり、受験予定者数の合計50,294人（前年度60,664人）に対して、当日の出席者数は42,234人（同50,464人）と、今年度は前年度に比べ、いずれも減少しています。また出席率は84.0%（同83.2%）と前年度を上回っております。

ただし、合格者数は合計21,458人（同25,846人）で、合格率50.8%と前年度の51.2%を0.4%下回っています。

福岡会場は、受験予定者数の7,474人（前年度8,974人）に対して、出席者数6,267人（同7,573人）でいずれも減少しておりますが、出席率83.9%（同83.7%）で前年度を僅かに上回っています。合格者数は3,120人（同3,698人）で、合格率49.8%と前年度の49.2%を僅かに上回っております。

平成19年度 1級土木施工管理技術検定・学科試験実施結果表（全国13地区 36会場）

平成19年7月1日実施

平成19年8月17日発表

試験地	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)
札幌	2,468	2,067	83.8	1,074	52.0
釧路	588	520	88.4	216	41.5
青森	1,052	906	86.1	431	47.6
仙台	3,759	3,165	84.2	1,665	52.6
東京	11,716	9,732	83.1	5,258	54.0
新潟	1,969	1,683	85.5	924	54.9
名古屋	5,580	4,705	84.3	2,351	50.0
大阪	8,046	6,749	83.9	3,258	48.3
岡山	1,710	1,448	84.7	720	49.7
広島	2,182	1,861	85.3	991	53.3
高松	2,278	1,968	86.4	1,018	51.7
福岡	7,474	6,267	83.9	3,120	49.8
沖縄	1,472	1,163	79.0	432	37.1
計	50,294	42,234	84.0	21,458	50.8

●合格基準：65問の内37問以上正解を合格とする。

なお、65問は、全96問の内、必須及び選択問題を合わせた総解答数である。

あなたにとっての最高の指導者とは自分自身である

2. 平成19年度 土木施工管理技術検定試験 2級「模擬」試験受験準備講習会のご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にありますが、今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

去る、7月31日～8月4日まで2級「学科」の受験準備講習会を終了しました。(台風のため8月16日～17日再講習)受講生の皆様は真剣に取り組んでおられました。

つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率を更にアップするため、「模擬試験」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成19年9月7日（金）～8日（土）2日間
時 間	9：00～17：00
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市）
試 験	平成19年10月28日（日）（福岡市・鹿児島市）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

3. C P D S（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展について、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『C P D S（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. C P D S（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. C P D S（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

* 広島県・島根県・山口県・高知県・愛媛県・長野県・宮城県・佐賀県・長崎県・広島市等が入札参加資格審査申請において「C P D S」を主観的事項（技術力評価）のなかに新たに加わった。
…参考までにお知らせいたします。

建退共

1. 「建退共事業加入・履行証明書」について

(1) 「加入・履行証明書」の発行基準

建退共事業加入・履行証明書は、建退共制度に加入している事業主が、公共工事・民間工事を問わず、建設現場で働く労働者について、働いた日数に応じて必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、手帳が満了になったら更新するという建退共制度を適正に実施されていることを確認して発行します。

(2) 加入・履行証明手続きに必要なもの

「建退共事業加入・履行証明書」は、経営事項審査申請用と指名願申請用とがあります。

ア 経営事項審査申請用

- ・ 加入履行証明願～2枚複写～2枚とも押印
- ・ 共済手帳受払簿の原本
- ・ 共済証紙受払簿の原本～決算ごとに記載したもの
- ・ 決算期間内に購入した掛金収納書のコピー
- ・ 元請・下請で建退共の証紙の受け渡しがある場合には、受領書等のコピー
- ・ 手数料200円～郵送の場合は、郵便局の定額小為替200円を同封
- ・ 返信用封筒A4サイズ～会社の住所記入と、140円切手の貼付をお願いします。

イ 指名願申請用

- ・ 加入履行証明願～2枚複写～2枚とも押印
- ・ 証明取得月の最近3ヶ月間の掛金収納書のコピー
- ・ 元請・下請で建退共の証紙の受け渡しがある場合には、受領書等のコピー
- ・ 手数料200円～郵送の場合は、郵便局の定額小為替200円を同封
- ・ 返信用封筒～会社の住所記入と、80円切手の貼付をお願いします。

(3) 注意事項

証明時に必要事項が記入されていなかったり、上記の必要書類の添付がなくまた、手帳の更新が適正に行われていない場合は、証明書の発行ができませんのでご留意下さい。

また、証明発行には時間がかかりますので、余裕を持って提出して下さい。書類の不備等で連絡がつかないときには、返送することもありますのでご了承下さい。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共済 契約者数	被共済者数
6月末計	社 3,515	名 48,441
加入	12	173
脱退	12	276
7月末計	3,515	48,338

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月分)
前年度累計	冊 344,311	件 35,200	千円 19,041,631	千円 108,905,966
当月分	761	248	206,406	54,724
本年度分	3,691	977	791,909	134,112
累計	348,002	36,177	19,833,540	109,040,078

注：掛金収納額は19. 6月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（7月分）

1. 適用

(平成19年7月末現在)

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
409社	4,639人	792人	5,431人

2. 給付

裁定状況

(平成19年7月末現在)

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	14	5,956,100	41	18,149,600
第2種退職年金	21	3,998,300	71	12,678,400
選択一時金	14	8,028,000	49	28,423,500
脱退一時金	35	6,733,500	135	27,755,400
遺族一時金	0	0	3	841,600

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成19年7月末現在)

信託資産	19,413,618,255 円
合計	19,413,618,255 円

注：時価である

建 災 防

1. 入札参加資格審査において建災防会員に「加点5」！

宮崎県においては、平成20・21年度の「入札参加資格審査基準」を見直され、当支部会員に対しては、特別に「5点の加点」が頂けることになりました。

当支部は、平成19年2月20日、宮崎県知事に対して、当支部に結集している会員は安全意識・安全水準が高い企業や団体で、労働災害防止活動を積極的に行っているので「入札参加資格審査評価項目の技術力・経営力評価」において高く評価して頂くように「要望書」を提出し、宮崎労働局の御理解と御支援を頂いて積極的に働きかけた結果、当支部会員に対しては、特別に「5点の加点」が頂けることになりましたので、お知らせ致します。

なお、平成20・21年度入札参加資格審査基準の詳細については、宮崎県国土整備部主催の「建設業者研修会」において説明されます。

また、当支部会員であることの「証明書」の交付については、各地区分会でまとめて行う予定です。
(取り扱いは9月中旬以降になる予定です)

2. 第44回全国建設業労働災害防止大会について

第44回全国建設業労働災害防止大会が、来る9月27日（木）、28日（金）の両日、横浜市のパシフィコ横浜 国立大ホール等において開催されます。

最近の建設業界を取り巻く環境は、長引く経済不況の下、依然として厳しく、企業においてはコスト縮減が優先される状況の中で、昨年は、全国の建設業における労働災害による死亡者数は増加傾向に転じています。

このような時にこそ、安全の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者が一同に会し、今日の状況にふさわしい建設業の安全衛生について共に考えようとする、全国建設業労働災害防止大会は、特に重要な安全衛生活動であると考えられます。

今年度は、大会初日の総合部会において、東京大学名誉教授月尾嘉男氏の記念講演のほか安全衛生表彰等が行われ、大会二日目は、労働安全衛生マネジメントシステム部会、土木建築施工部会、安全衛生教育部・住宅部会、専門工事部会に分かれて開催され、草野満代キャスターほかの特別講演、研究発表が行われることになっておりますので、多数、参加頂くようご案内いたします。

なお、参加される方で、参加券購入希望の方は、当支部へ申し込んでください。

また、大会初日に行われる安全衛生表彰においては、当支部から次の会社及び職長さんが受賞されます。

受賞おめでとうございます

○ 功績賞（職長）

- 1 丸山治彦 株式会社 伸東建設（宮崎分会）
- 2 上野力 株式会社 八重尾組（小林分会）
- 3 日高順郎 株式会社 領家組（都城分会）

○ 優良賞

- 1 株式会社 東土木 （日向分会）

3. 宮崎労働局からのお知らせ

労災保険で二次健康診断等が無料で受けられる制度を活用ください。

1 二次健康診断等給付の受診対象者

労働安全衛生法に基づく一次健康診断の結果において、下記1又は2のいずれかに該当する方が受けられます。

- (1) ①血圧の測定②血中脂質検査③血糖検査④B M I（肥満度）の測定の4つの検査について異常の所見があるとされた方
- (2) (1)の4つの検査のうち、1つ以上の項目で異常なしの所見があるが、それらの検査項目について、就業環境等を総合的に勘案すれば、異常の所見が認められると産業医等から診断された方。

※ 労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

※ 産業医等とは、事業場に選任されている産業医、地域産業保健センターの医師及び小規模事業所が共同選任した産業医の要件を備えた医師等をいいます。

2 二次健康診断等給付の内容

二次健康診断は労災病院及び労働局長が指定する病院等で無料で受けることができ、二次健康診断と特定保健指導が行われます。

(1) 二次健康診断

脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査

(2) 特定保健指導

二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導

○お問い合わせ先

宮 崎 労 働 局 (0985-38-8837)

宮崎労働基準監督署 (0985-29-6000)

延岡労働基準監督署 (0982-34-3331)

都城労働基準監督署 (0986-23-0192)

日南労働基準監督署 (0987-23-5277)

火薬協会

1. 火薬取扱責任者甲種・乙種試験及び製造丙種試験状況

みだしの試験については、平成19年8月26日（日曜）全国一斉に実施されました。

宮崎県試験場の受験状況は下記のとおりでした。

	願書受理数	欠席者数	受験者数
甲種	80	7	73
乙種	17	1	16
製造丙種	2	0	2
合計	99	8	91

合格発表は、10月12日（金）の予定です。

発表は当協会事務所掲示板に掲示するほか、受験者に合否通知書を発送します。

2. 本年度残りの講習会日程

保安手帳の有効期間が失効していませんか。受講記録欄で確認してください。

講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者保安講習会

月日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月12日	水	日南市	日南地区建設業協会	13:00~17:00
9月26日	水	高千穂町	高千穂地区建設業協会	13:00~17:00
10月3日	水	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~17:00
10月25日	木	延岡市	延岡地区建設業協会	13:00~17:00
12月13日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~17:00

(2) 従事者保安講習会

月日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月12日	水	日南市	日南地区建設業協会	13:00~
9月27日	木	高千穂町	高千穂地区建設業協会	09:00~
10月3日	水	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~
10月18日	木	西都市	西都地区建設業協会	13:00~
10月25日	木	延岡市	延岡地区建設業協会	13:00~
10月26日	金	日向市	日向地区建設業協会	13:00~
12月13日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~

(3) 再教育講習会

月 日	曜	開 催 地	講 習 会 場	講 習 時 間
10月3日	水	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00~17:00
12月13日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00~17:00

3. 全国火薬類保安協会第17期登録講師の指定について

第16期登録講師の任期が満了することから、この度平成19年10月1日から平成21年9月30日までの間の第17期登録講師として下記の方々が指定されましたのでお知らせいたします。

(1) 保安管理技術担当講師

氏 名	勤 務 先	再 新	備 考
有 田 武 功	無職（元旭化成東海工場勤務）	再 認 定	
吉 田 敏 行	無職（元旭化成東海工場勤務）	再 認 定	
荒 牧 昌 作	旭化成ケミカルズ(株)東海工場勤務	再 認 定	
松 岡 秀 之	旭化成ケミカルズ(株)東海工場勤務	再 認 定	
安 達 孝 宏	旭化成ケミカルズ(株)雷管工場勤務	再 認 定	

(2) 煙火担当講師

氏 名	勤 務 先	再 新	備 考
有 田 武 功	無職（元旭化成東海工場勤務）	再 認 定	
吉 田 敏 行	無職（元旭化成東海工場勤務）	再 認 定	

(3) 火薬取締関係法令担当講師

氏 名	勤 務 先	再 新	備 考
北 薮 泰 一	宮崎県火薬保安協会	再 認 定	

発 破 作 業 基 本 守 つ て 事 故 防 止

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成19年度	363	▲31.9%	9,770	▲34.0%	1,148	▲21.5%	38,082	▲25.5%
平成18年度	533	▲8.9%	14,812	8.8%	1,463	8.6%	51,108	16.7%
平成17年度	585	8.9%	13,616	▲60.2%	1,347	1.4%	43,786	▲39.2%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

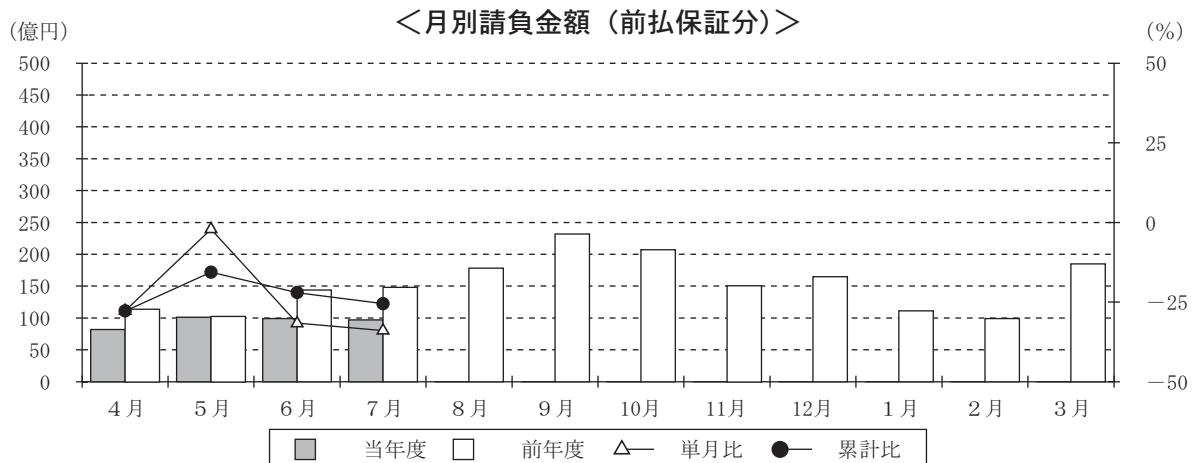
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	21	1,517	▲47.8%	15.5%	82	6,178	▲34.5%	16.2%
独立行政法人等	7	338	▲11.0%	3.5%	25	6,546	▲9.2%	17.2%
県	116	2,984	▲38.7%	30.5%	366	9,941	▲45.3%	26.1%
市町村	215	4,754	▲25.0%	48.7%	658	14,844	▲6.3%	39.0%
その他の	4	175	▲44.0%	1.8%	17	571	33.0%	1.5%
計	363	9,770	▲34.0%	100.0%	1,148	38,082	▲25.5%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	110	3,066	▲32.8%	31.4%	280	8,061	▲20.2%	21.2%
高 岡	8	169	35.9%	1.7%	47	1,066	36.8%	2.8%
西 都	12	128	▲68.4%	1.3%	41	947	▲51.7%	2.5%
高 鍋	18	492	▲39.8%	5.0%	44	3,379	▲40.0%	8.9%
日 南	18	264	▲73.5%	2.7%	73	994	▲58.7%	2.6%
串 間	11	81	14.5%	0.8%	60	775	110.1%	2.0%
都 城	45	1,700	25.8%	17.4%	161	7,649	59.7%	20.1%
小 林	28	739	▲5.2%	7.6%	95	2,329	▲26.6%	6.1%
日 向	43	1,209	▲59.7%	12.4%	170	7,272	▲39.0%	19.1%
延 岡	51	1,509	▲20.9%	15.5%	136	4,638	▲26.0%	12.2%
西 臼 斧	19	408	▲48.1%	4.2%	41	967	▲74.0%	2.5%
計	363	9,770	▲34.0%	100.0%	1,148	38,082	▲25.5%	100.0%



(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

年間完成工事高契約加入のお勧め

建設共済とは

建設業の現場（労災保険上の建設有期事業）に従事する労働者が、業務（通勤）災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合又は、傷病の状態にある場合に国の労災保険に上乗せして一定額の共済金を給付する制度です。

【年間完成工事高契約】

直前1年間の完成工事高に基づいて掛金を算出し、掛金を振り込んだ翌日から1年間、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く貴社および下請会社に雇用される労働者を補償する契約です。

【契約の特長】

- ・建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- ・元請・下請問わず無記名で補償。
- ・元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- ・事業主（契約者）への速やかな支払い。
- ・経営事項審査において加点。

【掛金の目安】

例：年間完成工事高…1億円

共済金区分…2,000万円（他に4,000万円、3,000万円、1,000万円があります。）

土木	年間完工高 1億円	掛金率 $\times \frac{0.76}{1,000}$	無事故割引 $\times \frac{90}{100}$	年間掛金額 = 68,400円
建築	年間完工高 1億円	掛金率 $\times \frac{0.29}{1,000}$	無事故割引 $\times \frac{90}{100}$	年間掛金額 = 26,100円

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>